

## 中津川市立図書館と中京学院大学図書メディアセンターの 図書館活動相互協力に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成23年3月23日に中津川市（以下「甲」という。）及び中京学院大学（以下「乙」という。）の間において締結した「図書館活動相互協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(貸出資料)

第2条 中津川市立図書館及び中京学院大学図書メディアセンターにおいて相手方に貸し出すことのできる資料（以下単に「資料」という。）の範囲は、資料を貸し出す図書館（以下「貸出館」という。）の定めるところによるものとし、資料を借り受ける図書館（以下「借受館」という。）において未所蔵の場合に限るものとする。

2 同時に貸し出すことのできる資料の数量は、100点を限度とする。ただし、甲乙協議の上、限度数量を変更することができる。

(貸出手続)

第3条 借受館から資料の貸出依頼が行われた場合、貸出館は、原則として貸出依頼を受け付け、貸出しを行うものとする。ただし、貸出館において特別の事情がある場合については、一部の資料を貸出不可とすることができるものとする。

2 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、あらかじめ貸出館の承認を受けた場合はこの限りではない。

3 前項の貸出期間とは、貸出館が資料を送付してから、当該資料が貸出館に返却されるまでの期間をいう。

4 貸出館は、貸出しした資料について必要が生じた場合は、貸出期間中であっても返却を求めることができるものとする。

(貸出依頼)

第4条 資料の貸出依頼は、借受館が貸出館へ「資料貸出依頼書」（様式第1号）を提出することにより行う。

(資料受渡)

第5条 資料の受け渡し及び搬送方法等は、甲乙協議して決定するものとする。

(資料搬送に要する経費)

第6条 資料の搬送に要する経費は、借受館において負担するものとする。ただし、双

方の図書館で合意に達した場合は、その限りではない。

(利用条件)

第7条 借受館は、資料の利用について貸出館があらかじめ利用上の条件を示しているときはその条件に従うものとし、それ以外の場合は、借受館の利用規定によるものとする。

(資料の管理)

第8条 借受館は、資料を受領したときから、当該資料を返却するまでの間の管理責任を負うものとする。

2 借受館は、貸借資料を損傷し、滅失または紛失したときは、直ちに貸出館に連絡し、貸出館の定める規定に従うものとする。

(参考調査)

第9条 各館の所蔵資料や調査機能で解決できない参考調査については、互いに協力して解決にあたるものとする。

(分担保存)

第10条 分担保存の実施については、甲乙協議して定めるものとする。

(個人情報の取扱)

第11条 協定の実施において、個人情報を取り扱う場合は、甲乙はその管理に万全を期し、これを第三者に公表または漏洩してはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項及び要領の改廃については、甲乙協議し行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。